

欧州特許庁、「PCT Direct」サービスの導入を決定

2014年10月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、9月30日、PCT 国際調査において、先のサーチ結果に対する非公式コメントを受け付ける「PCT Direct」サービスを導入する旨の通知を公表した。11月1日以降に EPO に出願される国際出願に適用される。

「PCT Direct」サービスのもとでは、EPO によって既にサーチが行われた出願¹を優先権主張の基礎として、EPO を PCT 受理官庁及び国際調査機関とする国際出願を行う出願人は、優先基礎出願のサーチ結果及び見解書で提起された事項に対して応答するための非公式コメントを、PCT Direct letter に記載して、国際出願と共に提出することが出来る。応答の内容としては、特許性に関する反論や、優先基礎出願からの変更箇所の説明があり得る。

PCT Direct letter が受理された場合、(a) 非公式コメントが所定の様式で国際出願と共に受理官庁としての EPO に提出され、且つ (b) EPO によって既にサーチが行われた出願を優先権主張の基礎としているという条件が満たされた場合に、「PCT Direct」サービスの下で取り扱われる。所定の様式を満足するためには、国際出願の明細書又はクレームが、優先基礎出願のものから変更されている場合、変更箇所を明示した写し（marked-up）を提出することが好ましく、また、非公式コメントは、優先基礎出願のサーチレポートや見解書等を参照しなくても、それ自体で理解できるものでなければならない。

EPO の審査官は、上記条件 (a) 及び (b) が満たされている場合、受理された非公式コメントを考慮して、サーチレポート及び見解書を作成するが、非公式コメントに明示的に言及することはしない。なお、PCT Direct letter は WIPO（世界知的所有権機関）のペタレントスコープで公表される。

— 「PCT Direct」サービスに関する 2014 年 8 月 18 日付通知は、以下参照 —

[Notice from the European Patent Office dated 18 August 2014 concerning the processing by the EPO as PCT receiving Office and International Searching Authority of informal comments on earlier search results \(“PCT Direct” \)](#)

(以上)

¹ EPO は以下の国の国内出願について、サーチを実施している；フランス、オランダ、ベグギー、ルクセンブルク、イタリア、トルコ、ギリシャ、キプロス、マルタ、サンマリノ、リトアニア。